

## 第 1 回

# 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

農林水産省農村振興局

## 第1回 中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会

日時：令和7年7月15日（火）

15：00～16：57

場所：農村振興局第1会議室

### 会 議 次 第

1. 開 会
2. 農村振興局長あいさつ
3. 議 事
  - (1) 中山間地域等直接支払制度の概要について
  - (2) 中山間地域等直接支払制度の特認地域等の追加・変更について
4. 質 疑
5. 閉 会

午後 3時00分 開会

○地域振興課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第1回中山間地域等直接支払制度に関する第三者委員会を開催いたします。

私は地域振興課長の能見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、松本農村振興局長から挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○農村振興局長 農村振興局長の松本でございます。

本日、台風通過後のまだ雨が降る中、足元の悪い中、本会議に御足労いただきまして誠にありがとうございます。

第6期対策が開始されるというところでの第1回目の第三者委員会となります。委員の皆様方におかれましては、改めまして、御多忙中のところ第三者委員会に御出席いただきましたところ、まず厚く御礼申し上げたいと思います。

最近の農政の動きからしますと、昨年に四半世紀ぶりに食料・農業・農村基本法を改正いたしました。これを受けまして、本年4月に新たな基本計画を策定、公表したところでございます。

この計画におきましては、農村においては農村人口が減少する中におきましても、やはり地域の社会、またコミュニティが維持される、これは大事だということもございます。あわせて、食料の供給機能、また多面的機能が発揮されるように、農村の関係人口増加に資する経済面、生活面、両面からの取組、こちらを地域政策等で推進するということを目と置いておるところでございます。これを産業政策との車の両輪として実施していくこととしております。とりわけ中山間地域におきましては、それぞれの地域の事情に応じまして、農業を支える、また農業で稼ぐ、また農村に関わる関係人口を拡大するための施策を併せてパッケージとしまして一体的に推進することとしているところでございます。

そのような中、中山間地域等直接支払制度につきましては、農業生産条件の不利を補正をする、中山間地域等農業を支えるための施策として機能しているところでございます。こちらにつきましては、本年度、令和7年度からの第6期の移行に当たり、目指すべき将来の農地の利用を明確化する地域計画との調和が図れるよう交付対象農用地の要件を見直すとともに、将来に向けて農業生産活動が継続的に行われるための体制づくりを支援していこうと考えております。

平成12年から中山間地域等直接支払制度が創設されまして、5年間で1期でございます

ので、これまで5期25年にわたり実施してきたところでございます。その過程におきまして、第三者機関の御意見を頂きながら、中立性・透明性のある制度運営、こちらに努めておるところでございます。より現場の実情を踏まえた制度になるよう、改善を図っていかうと考えているところでございます。

改めまして、委員の皆様方におかれましては、今後、本制度が一層の効果を上げられますよう、是非忌憚のない御意見、御助言を頂戴できればと考えております。

本日はよろしく願いいたします。

○地域振興課長 ありがとうございます。

本日の委員会は、本年度から中山間地域等直接支払制度の第6期対策が開始され、第6期対策の下での初めての委員会となりますので、まず、私の方から委員の皆様を御紹介させていただきます。

東京大学大学院教授の安藤委員でございます。

○安藤委員 東京大学の安藤です。よろしく願いいたします。

○地域振興課長 続きまして、読売新聞の岡田委員でございます。

○岡田委員 読売新聞の岡田です。よろしく願いします。

○地域振興課長 続きまして、阿賀野市農業委員会の笠原委員でございます。

○笠原委員 阿賀野市農業委員会、笠原です。よろしく願いいたします。

○地域振興課長 続きまして、公認会計士・税理士の金子委員でございます。

○金子委員 公認会計士の金子です。よろしく願いします。

○地域振興課長 続きまして、総合地球環境学研究所特任教授の荘林委員でございます。

○荘林委員 荘林でございます。よろしく願いいたします。

○地域振興課長 続きまして、農村づくりプロデューサーの高橋委員でございます。

○高橋委員 高橋といいます。よろしく願いします。

○地域振興課長 最後になりますが、東洋大学教授の竹田委員でございます。

○竹田委員 竹田でございます。よろしく願いいたします。

○地域振興課長 当省の出席者についてはお手元の議事次第を御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

冒頭、幾つか注意事項がございます。

本日の委員会は公開で行っており、一般の傍聴の方もウェブで本会議を御覧になっております。資料及び議事録につきましても原則として公開することとなっております。議事

録につきましては、委員の皆様への御確認を頂いた上で、発言された方のお名前が明記されたものを後日公開するということとなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ウェブでの傍聴の方につきましては、事務局にてマイクをオフ、ミュートにさせていただきます。資料は、事前に御案内しておりますとおり、農水省ホームページに掲載しておりますので、御確認いただきたいと思います。

それでは、まず最初に、本委員会の位置づけにつきまして、改めて簡単に御紹介させていただきます。資料1を御覧いただきたいと思います。

資料1にありますとおり、中山間地域等直接支払制度においては、交付金の交付状況の点検及び効果の評価、特認地域及び特認基準についての調整等を行う中立的な第三者委員会を設置することとされております。

この規定に基づきまして、資料2の設置要領、こちらを御覧いただきたいと思います。第6期対策の下での中立的な第三者機関として本委員会を設置したということになります。

委員の皆様には、本制度のより良い運用を目指す観点から、是非貴重な御助言を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料2の設置要領の3にありますように、本委員会は、委員の皆様の互選により委員長を選任していただくことになっております。この委員長の互選につきまして、どなたか御意見ございませんでしょうか。

(竹田委員 挙手)

竹田委員 どうぞ。

○竹田委員 僭越ではございますが、発言させていただきます。

委員長は、安藤先生にお願いするのはいかがでしょうか。安藤先生は、国内外の農政を対象とした比較農業政策論を専門の一つにされていらっしゃるようで、中でも農村政策や農地政策に精通されています。理論的な研究はもとより、現地調査を通じて、制度がどのように現場で理解・活用されているかを丹念に御研究されています。また、政府委員も多数お務めになられていらっしゃるようで、現在は日本農業経済学会会長をお務めでいらっしゃいます。このようなことから、委員長に推薦申し上げます。

○地域振興課長 ありがとうございます。

ただいま、竹田委員から安藤委員を委員長にとの御発言がございました。

委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、安藤委員に委員長をお願いしたいと思います。

これ以降の議事運営は安藤委員長をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○安藤委員長 それでは、委員長を仰せつかりました安藤です。よろしくお願いいたします。

特に私から何か申し上げることはなく、2時間の時間しかありませんので、早速議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題は、一つ目が中山間地域等直接支払制度の概要について、二つ目が中山間地域等直接支払制度の特認地域等の追加・変更についての二つとなっております。

それでは、最初に中山間地域等直接支払制度の概要について、事務局から御説明をお願いいたします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 地域振興課中山間地域・日本型直接支払室長の伊藤でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料の3-1をお手元をお願いいたします。

資料3-1「中山間地域等直接支払制度をめぐる事情」ということで、制度の概要について改めて御説明を申し上げます。

1ページを御覧ください。

中山間地域の位置づけということでございますが、まず、左下に参考ということで掲載してございますけれども、農林統計に用いる農業地域類型において、中間農業地域、また山間農業地域という定義がされてございます。これらを合わせまして「中山間地域」と称してございますけれども、その位置づけにつきましては、右側の表の方にもございますように、中ほど色をつけている部分が中山間地域、Bという部分になります。

一番右側に割合が載っておりますが、①の中山間地域の人口については1割程度にすぎないものの、例えば③の耕地面積、⑤の総農家数、また⑦の農業産出額など見ていただきますと、いずれもその約4割を占めるなど、我が国の農業・農村の中で非常に重要な役割を担っていると考えております。こういった重要な役割を担っております中山間地域を支えていく制度として、中山間地域等直接支払制度を設けてございます。

2ページ目を御覧ください。

先ほど局長の方から、食料・農業・農村基本法を四半期世紀ぶりに改正したということをお申し上げましたけれども、当初の基本法につきましては平成11年度に制定されております。この中で、中山間地域等の振興につきまして、上の四角の部分にございますけれども、

「国は、中山間地域等においては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補正するための支援を行うこと等により、多面的機能の確保を特に図るための施策を講じるものとする。」ということが規定されてございます。

こちらの規定も受けまして、平成12年度から、この中山間地域等直接支払制度が開始されたところでございます。

また、平成27年度からは、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行されまして、この法律に基づきまして、中山間地域等直接支払制度に加え、多面的機能支払や環境保全型農業直接支払、この三つを合わせた日本型直接支払が実施されているという状況でございます。

なお、昨年、食料・農業・農村基本法を改正してございますけれども、冒頭に申し上げました規定というのは引き続き必要性というのは変わらないということから、そのまま存置されているという状況でございます。

続きまして、3ページ目は、御説明は割愛いたしますが、この制度を平成12年に創設するまでの経緯ということでまとめさせていただいたものでございますので、お時間あるときに御覧いただければと存じます。

次に、5ページ目に移らせていただきます。

制度の変遷について御説明を申し上げます。

制度が創設されました平成12年度以降、協定面積、下のグラフでいいますと青い線のグラフになります。こちらの推移を見ていただきますと、第3期対策の最終年であります平成26年度、ここがピークということになります。平成26年度の68.8万ヘクタールをピークに、減少傾向にはあるというところでございますが、期の切り替わり時には5年間の継続への不安から少し若干下がる傾向があり、それが回復して増加していくというような推移をたどっております。

直近の第5期対策、平成2年度から開始した対策の期間中で見ますと、これまで本制度に取り組んでいなかった集落において取組への機運が高まったりですとか、市町村からも集落に対して働きかけを行ったということもございまして、期の開始時には64万ヘクタールだったところ、直近の一番最新の数字でいうところの令和5年度には65万ヘクタールということで、毎年度増加をしてきているという状況でございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

すみません、ページが逆になっていたようでございまして、大変失礼いたします。お戻

りいただいて、4ページの御説明になります。

これまで5期25年行ってきておりますけれども、各期におきまして、その5年間の中で交付の状況ですとか効果の評価を行って、課題を明らかにしてきたところでございます。その課題に対して次の対策に生かすということで、必要な見直しを順次行ってきたところでございます。

各期の移り変わりにおける具体的な見直しについての御説明は割愛させていただきますが、第5期対策の課題を踏まえた第6期対策の内容につきましては、この後、御説明をさせていただきますと存じます。

6ページをお願いいたします。

前期、第5期対策の実施状況について御説明をさせていただきます。

第5期対策は、令和2年～6年度ということで、5年間実施してきております。直近、令和6年度の数字というのは現状調査取りまとめ中ということでございますので、その1年前、令和5年度の数字というものをお示しさせていただいております。令和5年度時点では1,002市町村において2.4万協定、また、50万人の協定参加者の方がいらっしゃって、協定農用地としては65.9万ヘクタールを維持管理してきたということになります。

これに対して交付金は530億円が交付されまして、左下でございますけれども、配分の仕方といたしましては、個人への配分は54%、また、共同取組活動が45%に配分をされているという状況でございます。

また、その右にございますように、共同取組活動が実際にどのような形で使われているかという点につきましては、農道や水路、また農地の管理作業、そのほか鳥獣害対策といった農業の生産活動継続のための活動のほかに、共同利用機械や共同利用施設の整備といった、将来を見据えた取組にも活用されているという状況でございます。

また、3番目に、右下の効果ということでございますが、第5期対策の評価を行うに当たりまして、一定の仮定を置いた上でということになりますけれども、耕作放棄地、農用地の減少を未然に防止する効果というものを試算してございます。この試算をした中では、約8.4万ヘクタールの農用地の減少を防止する効果があったと評価をしているところでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。

この第5期対策の課題というところでまとめさせていただいております。

まず、左上の円グラフを御覧なっただけであればと思いますが、第4期対策と第5期対

策での集落協定の構成員の方の年齢構成を掲載してございます。第4期対策では65歳以上が57.9%であったところ、第5期対策ではこれが63%に上昇しているというところで、協定の中での構成員の高齢化が進んできているという状況がでございます。活動の人材確保というのがなかなか難しい状況になってきております。

また、下の部分になりますが、第4期対策の終了時に廃止した協定にアンケートをしたところでございます。その中で主な廃止の理由というのを確認いたしますと、79%と非常に大きな割合は、高齢化や担い手不足で5年間続けていくことが難しいということ、また、二つ目の理由としまして、27%が集落にリーダーがないというような、いずれも人材不足によるところというのが大きく理由として挙がっております。

また、この表の中に赤字で記載をしてございますけれども、廃止協定の9割方が10ヘクタール未満ということで、小規模な協定が廃止の割合が高いというような状況になってございます。

右上になりますけれども、廃止協定において5年後の農地の見込みをお伺いしたところ、赤で囲っております部分について、黄色が1～3割が荒廃、それ以上の部分はオレンジ色が濃くなっていくということになります。1割以上荒廃が想定されるとお答えになっているのが全体で7割ということになりますので、協定廃止となった場合に、地域の取組が行われず、荒廃化が進行するおそれがあるというように見込んでおるところでございます。

このような活動人材の不足などを踏まえて、協定、共同活動の継続に向けて体制をどのように作っていくべきかというところについて、市町村の御担当者の方にアンケートを行ったものが右下にございます。上から多いものとして、集落協定の統合、いわゆる複数の協定を一つにまとめる統合というようなものですか、ないし、イにございます、複数の協定が統合にまでは至らないけれども連携をして、事務などの取組を共通化していくというような取組ですか、また、ウにありますように、ほかの様々な取組を行っている組織との連携を推進するというような取組、こういったことなどが、市町村などにおいても必要性が認識されているという状況でございます。

8ページを御覧ください。

このような課題を踏まえまして、第6期の対策の方向性です。これまで、集落協定につきましては、統合による広域化を推進してきたところでございます。こちらの必要性は、先ほどの市町村アンケートでも出てきたところでございます。これを進めつつ、また、それだけではなくて、共通となっている課題に対して活動を連携して行っていくネットワー

ク化ですとか、ほかの多様な組織や、農業者以外の方々の参画を促進するというようなことを行っていくことで、継続的に農業生産活動を行われるための体制づくりを進めていく方向で行っていきたいというのが、第6期対策の方向性ということで示させていただいたものでございます。ネットワーク化などの具体的なイメージは後ほど御説明をさせていただきます。

9 ページを御覧ください。

第6期対策のポイントについて御説明をさせていただきます。大きく5点ございます。

まず、1点目でございますけれども、対象農用地の見直しをさせていただきました。こちら、もともと中山間地域における農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援という、これが本制度の趣旨でございます。正しく今、地域計画が地域で御議論、制定され、またこれからブラッシュアップが図られていくという状況にありますので、交付の対象農用地としても、これまで農振農用地区域内ということでやってございますけれども、これに加えて地域計画区域内の農用地ということとセットで、調和を図っていくということで要件とさせていただくことにいたしました。

また、(2)番でございます。体制整備単価の見直しということでございます。先ほど申し上げました体制づくりのためには、ネットワーク化ですとか統合ですとか多様な組織の活動への参画ということが非常に重要になってまいりますので、これまで交付単価の10割を交付する部分であります体制整備単価につきまして、今期は、このネットワーク化をどのように進めていくかというネットワーク化活動計画の作成を、5年間の中でしていただくことを要件とさせていただきました。

続きまして、(3)の加算措置の見直しでございます。

このような先ほどのネットワーク化などの動きを踏まえまして、これを促進させるような方向性で加算措置の見直しをいたしまして、一つ目はネットワーク化加算を創設いたしました。

また、2点目につきましては、生産性の向上、省力化や効率化ということを通じて農業生産活動の継続をより推進していく観点から、スマート農業加算というものも創設をいたしました。

続いて、集落機能強化加算に係る経過措置の設定でございます。集落機能強化加算につきましては、前期対策の中で、体制が脆弱な小規模協定の実施率が低いなどの課題もあつ

たという状況もありまして、今回、上記のネットワーク化加算やスマート農業加算の創設という形にさせていただきましたが、第5期対策の中で集落機能強化加算に取り組んでいた集落協定につきましては、経過措置を設定いたしまして、継続的に実施していただけるようにしております。

最後に、5番目ですが、第5期対策の中では、加算措置を複数適用する場合には、二つ目以降の加算措置の場合に上限の単価から1,000円減じていましたけれども、今回の第6期対策で、この減額の措置を廃止して、加算措置ごとにしっかり単価を加算できるようにしております。

続いて、今申し上げた部分の詳細を御説明させていただきます。10ページを御覧ください。

交付要件、交付単価につきましては、基本的には第5期と第6期に変更はございません。左側に交付要件がございますけれども、こちらの制度につきましては、対象地域と対象農用地を特定して支払う制度になっておりますので、この後、2番目の議題になりますが、(1)の対象地域、①にありますように地域振興立法で指定された地域のほかに、②がございますように、これに準じて都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域というものについては、国の補助率が2分の1から3分の1に下がりますけれども、特認として認めることができるようになっております。この点についての詳細は、議題の2の方で御審議を頂こうと思っておりますが、この部分についての変更はございません。

単価についても第5期対策と比べての変更はございませんので、次の11ページの方をお願いいたします。

実際にどのような活動をしていただくかということをお示したものがこちらになります。協定書というものを結んでいただくこととなりますけれども、協定書につきましては左上の①に記載をしております。農業生産活動を継続するための活動というのを、まず必須で書いていただくことになっております。

こちらの取組をしていただくことで交付単価の8割を交付するという制度になっておりまして、続いてピンクの左下、②になります。体制整備のための前向きな活動というものを位置づけていただいた場合には、交付単価の10割を交付することになっております。こちらについて、ネットワーク化の活動計画を対策期間内に作成いただくということを今回の体制整備単価の要件にしてございます。

このネットワーク化につきまして、少しページが飛びますが、14ページをお開きいただ

ければと存じます。

体制づくりの類型のイメージとしてお示しさせていただきます。

連携の度合いが、上の方は特に強くなっていくとか一体的になっていくもので、少し下の方になっていくと緩やかになっていくというイメージで捉えていただければと思いますけれども、まず、協定の統合が可能な場合には上の統合というような形が考えられます。統合の中でも、合併をして一つの協定、広域協定として行っていく場合もございますし、また、少し独自性をそれぞれの旧協定で持っていくために、親子型というような形で行われている場合もございます。

また、統合ではなくて、活動の連携から取り組む場合には下のネットワーク型という場合が考えられまして、上から、協議会型というような形で協議会を一つ、負担金を拠出しながら設立しまして、事務等を一元化していくというような場合もありますし、真ん中にありますような、活動を連携していくというような取組というのもございます。

また、右端にありますように、多様な組織等の参画をしていくというようなことの促進も図っていきたいというふうに考えておりまして、御説明は割愛させていただきますが、お手元に黄色いパンフレットをお配りさせていただきます。こちらの27ページから、今申し上げましたような体制づくりの類型でお示しさせていただいたような取組、実際に地域でどのような事例があるかというものを掲載させていただきますので、是非御覧になっていただければと存じます。

資料の方、12ページに戻らせていただきます。

ここから、加算措置について御説明をさせていただきます。

加算措置、今期においては四つ措置してございます。この中で、12ページにございます棚田地域振興活動加算や超急傾斜農地保全管理加算については、第5期からの継続となっております。

13ページをお開きください。

新規の加算措置について、まず、ネットワーク化加算について御説明をさせていただきます。

先ほどお話ししました体制整備単価の対象は、これから行っていく計画を作っていただくというようなものになっていて、こちらのネットワーク化加算につきましては、ネットワーク化を行った、ないし統合を行った上で、その活動に対しての支援を行う加算をしていくというものでございます。体制整備単価との違いとしては、ネットワーク化に向けて

活動していくのか、ネットワーク化した後の活動に対して支援していくのかという違いがあるというように御認識を頂ければと思っています。

最初のところに記載をしておりますけれども、まず、基本的には20ヘクタール以上のネットワーク化を行っている協定ですとか、第6期の対策期間中に20ヘクタール以上の統合を新たに行った集落協定を対象にいたします。

ただし、イという要件を設けておまして、同じ地域計画区域内にほかの集落協定がない場合においては、ネットワーク化や統合など難しい場合もありますので、この場合は、多様な組織の参画ということが図られればこの対象にするというような形で対応いたしております。

単価のところは、右側にグラフもございますけれども、小規模な協定において、よりネットワーク化・統合化の取組を進めていただきたいという考えでこの加算を行っておりますので、小規模な協定により取組のインセンティブが働くように、単価の方も小規模な方を高めに設定させていただいているという、そういう考え方でございます。

続きまして、④番のスマート農業加算、こちらも新規で設定してございます。これは、スマート農業に必要なドローンですとか、非常に草刈りが大変な法面、そういった部分に使っていただけるような、自走式、リモコン式の草刈り機など、こういったスマート農業機器を導入する場合に加算を、10アール当たり5,000円で、上限200万円ですべてさせていただくというものでございます。

集落機能強化加算の経過措置については、先ほど御説明をさせていただいたとおりでございます。

15ページをお開き願います。

今まで申し上げてまいりました第6期対策の見取図がこちらになります。基礎単価がございまして、また、ネットワーク化活動計画の作成に取り組んでいただける場合には、体制整備単価、10割まで支援をさせていただくというものでございます。この上で、各種の加算措置に積極的に取組を頂けるように推進をしていくという考え方でございます。

ここまでの第6期対策の御説明となります。

最後に、16ページをお開き願います。

この4月に新たな基本法に基づきました新しい食料・農業・農村基本計画が策定されたところでございまして、この中で中山間地域等直接支払制度に係るところを、抜粋させていただきましたので、御紹介をさせていただきます。

左上は最後に御説明いたしますので、左下からということになりますけれども、農村地域の維持発展のための部分に係るところになりますけれども、多面的機能の発揮という観点からも位置づけをしております、中山間直払が地域の共同活動に対して支援を行っているということに照らして、取組面積の減少等が懸念されているということがございますので、先ほどお話ししてまいりました集落協定の体制強化を図る取組を推進していくということを、こちらの中でも位置づけをさせていただいております。

また、右上になります。地域の共同活動の維持というところに関しましたときに、この地域の共同活動の維持を行うには、中山間地域等直接支払制度と併せて多面的機能支払制度も取り組まれている場合がございます。下の「さらに」のところがございますが、両制度の支払いに取り組む地域における事務局の一元化ですとか、事務手続の簡素化などを行うことによって、両者の活用の効率化を推進していく方向性というのをお示したところでございます。

また、右下になりますけれども、中山間地域の振興ということで、中山間地域の農業を支えるための施策として、正にこの中山間地域等直接支払制度が一丁目一番地というところでございますけれども、この中で体制づくりの強化ですとかスマート農業加算についても取り組んでいくというようなことを示させていただいております。

左上に戻らせていただきますが、こういった中山間地域等直接支払制度についての方向性というものに加えまして、今回、農水省全体といたしまして水田政策の見直しということで、水田政策を以下の方向で令和9年度から根本的に見直すという方針を基本計画の中でお示ししております。水田を対象として支援をする水田活用の直接支払交付金を見直していく。作物ごとの生産性向上等への支援へと転換していくというような方向性と併せまして、中山間地域等直接支払につきましても、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大するというような方向性をお示ししております。ここの部分に関しましては、こういった条件不利の実態に配慮するために必要な、その条件不利性に関しての必要な調査に着手したところでございまして、しっかり調査をしながら、こういった形でこの基本計画の記載の部分を実現していくかということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

御説明、以上になります。ありがとうございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明ありました内容につきまして御質問や御意見を頂ければと思いますが、特に指名はしませんので、委員の先生方、手を挙げて御発言いただければと思

ます。いかがでしょうか。

それでは、岡田委員、お願いいたします。

**○岡田委員** 読売新聞の岡田です。

本日、御説明ありがとうございます。初回ということなので、ちょっと感想といいますか。

私、多面的機能支払制度の委員もやっているわけですがけれども、去年の夏から米政策をめぐる国民的な議論が非常に活発になっているところかと思えます。その際に、多面的機能支払制度の委員会で申し上げましたけれども、残念ながら、国民的な議論の中に、この水田の多面的機能とか、あるいは中山間地域の重要性という議論というのは、ほとんど議論の本格的な正面で上ってこない。大体、改革のアジェンダというと大規模化、輸出強化とかですね。それはそれで必要なことだと思いますけれども、でも、その全体としてどう考えていくのかというときに、中山間地域をどう考えていくのかという議論が全然、どこかでされているかもしれませんが、余り目に付くことがないというような現状があるかと思えます。

何となく世間の議論だと平均的な農家みたいなものがあるような議論になったりしているわけですがけれども、よく最近引用される民間のレポートですと、例えば米農家70万人、20ヘクタール以上の農家は僅か3%。けれども、ここは38%も耕地面積がある。3ヘクタール未満というのは84%で、30%ぐらいを耕地している。0.5ヘクタール未満も23%、4分の1ぐらいは0.5ヘクタールですね。

そうすると非常に、一口に農家と言ってもばらばらで、ここの中山間地域は大切だというときに、資料の1ページにあるように、耕地面積、総農家数、農業産出額の約4割を占める、農村の中で重要な役割ということであるのに、議論の中で正面から話題になるということが余りないのかと思えます。

その上で、平均的な農家というのは一くくりに言えないのと同様に、中山間地域と言っても、余りその具体的な農家のイメージが、これは資料だからかもしれませんが、湧かないというか。中山間地域をどう維持していくのかというときに、しっかりと残っていくところと、人口減少時代にどうしても消えていくような地域というような、カテゴライズというかグルーピングというのか、一口に中山間地域と言っても、どういうように強化していったら、そうはいつでも、どうしようもなくなっていくところを、静かに消えていくというようなところとか、その辺り、どのようにやっていくべきか。

重要なことは、これから水田政策を見直すということなので、中山間地域、お金が掛かるので、国民の理解を得られるためには、なぜそれだけ重要なのかというのをしっかり。パンフレットも作られていると思いますけれども、多面的機能も重要だと思うんですけども、全然国民に響いていないとか、余り知られていないという中で、改めて、この重要性、多面的機能もそうですし、中山間地域の重要性もそうですけれども、それをもう一度国民に訴えていく何か手段とか、何かしらの方法が必要なんじゃないかなと思います。それから、先ほど申し上げたような、一律平均的な中山間地域というのも余りないと思うので、どういようにそれぞれの、中山間地域の中での規模とか地域性とか、どのように生かして、どういうところはなかなか難しいかなというように、そのメリハリをつけるのかと、その辺りは考えていく必要もあるのではないかと思いますけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○安藤委員長 ありがとうございます。

中山間地域の農業構造に基づく類型化をしっかりと行って、その類型に応じて対策を考えていく必要があるのではないかと御提案と、中山間地域の重要性をきっちりとアピールしていく必要があるという御意見だったと理解いたしました。事務局からお願いいたします。

○農村政策部長 農村政策部長の河村でございます。

私、今のポストの前は大臣官房政策課におりまして、食料・農業・農村基本計画を担当しておりました。岡田委員から今厳しいご指摘、基本計画では、大規模化とかの方ばかり打ち出しているように見えてしまっているということで、そう見えてしまっているのであれば、反省しないといけないと思っていますのですけれども、一応、食料・農業・農村政策審議会企画部会の中では、農村政策についても時間をかけてご議論いただき、その結果をきちんと基本計画上でも位置づけております。ご指摘の中山間地域については、耕地面積、総農家数、農業産出額がそれぞれ4割、4割、4割を占めているという、農政の中の重要な位置づけである旨を記述させていただいた上で、一定のページを割いて記述したつもりなのですが、胸を打たなかったということですかね、ちょっと反省をしております。

基本計画の中の水田政策の見直しの中に、中山間地域や多面的機能支払の話盛り込んだという趣旨は、まさに、水田の大規模化一辺倒では日本の農業は守れないと。もちろん、大区画化できるところはしていくのですが、できないところ、中山間地域等については4割も占めていますから、しっかり守っていかないといけないということで、大区画化と合

わせ技で推進していかないといけないということ、パッケージで対策を考えていきましょうという整理としています。決して中山間地域をないがしろにしたわけではなく、併せてやっ払いこうという気持ちが正に水田政策の見直しの文章の中に現れていると思っております。

今の中山間地域の直接支払における条件不利性は、農地の傾き度合いで見ているわけですが、傾きだけで本当に条件不利性みたいなことを論じられるのかという議論もありまして、今は超急斜面、そして急斜面、そしてちょっと緩やかな斜面というふうに加算措置も含めて見ているわけですが、それ以外の例えば農地へのアクセスとか色々な角度から条件不利性についても整理していかないといけないと思っています。いくつか概念を類型化して整理していかないといけないということで、今、省内で検討していきまして、そういうことがきちんと整理していけるように現在、調査もしております。その調査結果なども踏まえて制度を見直していきたいと思っています。ご指摘、ありがとうございます。

○安藤委員長 よろしいでしょうか。

アピールの点はよろしいですか。中山間地域の重要性のアピールについてです。

○農村政策部長 すみません、ありがとうございます。

これもなかなか。中山間地域の重要性について、例えば、多面的機能みたいなものを数字で示すという取組なども、かつて、日本学術会議さまでやっていただいていたのはいるのですが、あれを計算し直して、機能を改めてアピールするというのはなかなか難しいと思っています。

数字的なものではなくてということであれば、中山間地域の各地の取組などについて、農水省でアピールする手段を若干ではありますが持っておりますので、そういったものを通じてアピールしていくとか、あとはマスコミの皆さんにも御協力いただいて、いろんなところを御紹介していくようなことも進めていきたいと思っております。ありがとうございます。

○安藤委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、荘林委員、お願いいたします。

○荘林委員 大変丁寧な説明、ありがとうございました。

私自身、この制度ができたときに農村振興局の総務課の総務班長をやっ払いまして、こ

れができるところをはたから見ておりました。20年以上が経過して継続していることに感銘を受けたわけでございます。

今の岡田委員のお話とも絡むのですが、その後、私、パリのOECDで多面的機能の政策議論を担当したことから、多面的機能の話が出てくると、どうしても反応してしまいます。中山間の直接支払ができたときに、多面的機能が中山間で豊饒であると、だから中山間に対して格差是正のための支払いをするというロジックだったと思います。それで、基本的にそのロジックは今でも変わらないのだと思います。

今、部長がおっしゃられたように、多面的機能の評価をするというのが極めて難しいというところはあると思います。とくに、OECDの多面的機能議論のときもしたのですが、多面的機能の機能としての絶対値には恐らく大きな意味はないだろうと思います。例えば洪水防止機能を洪水防止ダムの建設費で計算するなどの「総額」に対する評価が行われてきました。あれは私、「宇宙ビッグバン方式の計算」と言っているのですが、つまり、何もなかったところから宇宙が出来上がったみたいな感じで、農業がなくなると多面的機能はゼロになるという前提で全部計算がなされているのですよね。それはなかなかつらい前提であると思います。ですから、総額の評価というのが余り心を打たないというところがあると思うのですね。

一方で、こういういろんな制度、いろんな直接支払いをすることによって、多面的機能が低下するのを防いでいるという効果は間違いなくあるわけですよね。

ですから、その差分を見るということはすごく重要なのではないかと思います。差分を見るときに、今の御説明では、何もしなければ恐らく耕作放棄されていたであろうという、その面積で差分を見てらっしゃるんですけども、それって基本的には、どんな農業、どんな営農であろうとも、農業さえしていれば多面的機能は自動的に発揮されますという前提にたっています。これ、私自身、基本法の四つの理念の中の「暗黙の結合性」と呼んでいるんですけども、持続的な農業生産さえあれば基本法の説明の図にある右上の多面的機能は自動的に発揮されるとする前提です。だけど、そこは実際は必ずしもそうではないと思うのですよね。ですから、多面的機能の差分を何らかの方法で表現するというのは、説得力を持たすためにも重要なのではないかという気がいたしました。

今のは感想ですけども、1点、ちょっとテクニカルな質問です。2万1,000円とかそういう単価、これは、制度創設時は平場と中山間の生産費の格差に基づいたもので、基本的にはこの算定方法自体は変わっていないという理解でよろしゅうございますか。その場

合、当時の平場の平均的な生産費と今の平場の平均的な生産費ってすごく変わっていると思うのですよね。経営の規模拡大・連担化が進んでいって、平場の生産費はかなり劇的に落ちているところは落ちていると。そうすると、この平場の生産費の落ち方というのが今の単価に何らかの形で反映されているのかどうか。そこをちょっとテクニカルな話として1点お聞きしたいのと、もう1点、やはりテクニカルな話として、中山間直接支払いに対してのクロスコンプライアンスはどんな感じで掛けておられるのか。そこを教えてくださいませんか。

○安藤委員長 ありがとうございます。

2点ありました。最初は単価の問題です。平場の生産性が上がっているのです、その差の8割を補填するという制度の仕組みからすると、その点はどうなっているかということ、もう1つはクロスコンプライアンスについてです。この2点について、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

単価の部分につきましては、これは、今、莊林委員からお話ありましたように、制度創設時に平場のところと中山間地域のコスト差というところを見て設定をしたところがございます、そこは当時設定したままという状況です。ですので、御質問にありました、今の平均の平場のコストを見た見直しという状況にはなっておりません、先ほど部長からも申しあげました調査でございますけれども、そういう中で、今お話のありましたアップデートしたような部分というのもしっかり見ていきたいと考えておりますというのが1点目でございます。

クロスコンプライアンスに関しましては、当省も、みどりの食料システム戦略を定めまして、環境にも配慮した営農というのを進めていくということで、これについて各いろいろな補助事業について、これは中山間直払いも例外なく対象になっていくということで、みどりに関したクロスコンプライアンスというのを今年度から本格的に実施をし始めているというところでございます。

○莊林委員 そうしますと、中山間に今掛けておられるクロスコンプライアンスも、その他もろもろの標準的なクロスコンプライアンスと同じように、基本的に肥料等の使用を記録してくださいと、そういう中身であるというように理解してよろしゅうございますか。

○地域振興課長補佐（直接支払業務班） 実施担当の渡部と申します。

今年度から農水省で全体的に始まりました環境負荷低減のクロスコンプライアンスは、黄色いパンフレットの22ページに様式がございます。共同取組活動で肥料や農薬を使って

いるときなど、環境負荷低減の観点から皆さんにチェックしていただきながら取り組んでいただくというところが、今年度、全体の取組として始まったところです。

もともと制度が始まったときからのクロスコンプライアンスの取組としましては、御説明資料の11ページになります。左上の緑色のところ、農業生産活動等を継続するための活動の必須活動の中に、多面的機能を増進する活動がございまして、例えば景観作物の作付けや魚類等の保護ですとか、多面的機能の発揮促進に資するような取組というのを一つ以上行ってくださいというのを、ある意味クロスコンプライアンスの取組の一つとして進めてまいりました。

**○荏林委員** すみません、もう1点だけよろしいでしょうか。

今の、分かりました。今の多面的機能を増進する活動を幾つか必ずやらなきゃいけないというところですね。

これ、当時から議論あったと思うのですがけれども、単価を決めるときの生産費の差の中には、この部分はコストとして入っていないのですよね。ですから、おっしゃるように、クロスコンプライアンス的に当時から入ってしまっているのですがけれども、中山間、条件不利だから大変だということに、ほかの平場では課していないクロスコンプライアンスが、当時から掛かっているという感じなんですよね。この部分については環境支払い的に単価を算定して、別途追加するという議論は当時もあったように記憶しているのですが、実際はクロスコンプライアンス的に入っていると。私は、クロスコンプライアンスを掛けるなら、平場、中山間、関係なしに、同じ中身・同じ水準でないとよろしくないのではないかと理念的には思います。特に条件不利地域である中山間だけ独自の追加的なクロスコンプライアンスが掛かっているというのは、制度の本質からして、少しどうなのかなという気が昔からしておりまして、また、その辺についても今後いろいろ議論をさせていただければと思います。

**○安藤委員長** ありがとうございます。

今後の論点を提示していただきました。これから検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

また、多面的機能についての差分に注目する必要があるという指摘は、かなり重要な論点だと思いました。中山間地域における農業のあり方をどのような方向に持っていけばいいのか。ただ単に農業をしていけばいいという話ではなくて、そこでどのような農業を行うのがいいのかを考えていかなければならないということも含めて検討する必要があると

いう問題提起だったと思っております。ありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょう。

それでは、金子委員、お願いいたします。

**○金子委員** 会計士の金子です。

中山間直払の委員会は初めてなもので、農水省の行政事業レビューの委員を長年やらしていただいておりますので、それとの観点で、ちょっと基本的なことをお聞きします。

まず、この事業の農林水産省全体の事業の中における位置づけというのですか、要は、これに類似した事業はほかにあるのかどうかという観点ですとか、あるいは、この中山間地の直接支払制度の対象になっている農業者の方々が、農林水産省の他の事業でも何か事業の対象となって助成を受けているというようなケースがあるのかどうか。

あと、この事業の効果として、先ほどの8.4万ヘクタールという部分がありましたけれども、これ以外の部分の、何かこの事業の観点、効果としての認識している観点というのは何かあるのかどうか。その辺りを教えていただければと思います。

以上です。

**○安藤委員長** ありがとうございました。

3点ありました。この事業に対する評価の仕方、政策の対象が重複していないかどうか、施策の仕組み方といった問題でしたが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

**○農村政策部長** これは非常に難しい御質問でありまして、類似しているとおっしゃっている趣旨が何を意味しているのかということによると思うのですが、例えば直接支払いという観点で類似事業は何かを考えてみますと、中山間地域等直接支払いに加え、水路の維持管理に支払われる多面的機能支払いの支援を受けている地域がございます。同じ対象者が重複して支援を受けているということで、これを類似制度ということにすれば多面的機能支払は類似制度となるのかもしれませんが。また、中山間地域向けの支援ということであれば、中山間地域向けの機械を購入したりするときには、その機械の購入費用が一部出たりとか。こういうものもある意味類似制度といえるのかもしれませんが。当たり前ですが、趣旨、目的、支援内容が同じ事業というものは財政当局との関係で取りえないわけですが、同じ人に対して違う目的で、中山間地域の活性化のために支援するものはいくつかございます。ただ、それを体系的かつ網羅的に整理したというものが実は余りございませんで、そういう意味で、ちゃんとしたお答えがちょっと難しいんですけれども。

ちなみに参考までですが、中山間地域に対する計画的支援措置として、中山間地農業ルネッサンス事業というのがございまして、本事業のPR版には、中山間地域で活用可能なものが一定数、整理されておりますので、この場で御紹介をさせていただきます。

○安藤委員長 よろしいでしょうか。

○金子委員 はい。

○安藤委員長 ほか、いかがでしょうか。

笠原委員、お願いいたします。

○笠原委員 御説明ありがとうございました。笠原です。

一つお伺いしたいなと思うことがある前に、まず、私は実は平場の人間です。平場の人間が中山間地の直払いの話に行っているものだろうか、すごく悩みながらこの委員を受けさせていただきました。実は私、随分前から言っていることなんですけれども、中山間地を維持していく、保全していくことが、5年とか10年とかではなく、もっと長いスパンで考えたときに、必ず平場に影響してくる。これができないと平場の農業生産はかなり厳しくなってきましたし、そういう意味では、食糧保全、食料生産自体が厳しくなってくるということにつながってくると思います。そういった意味で、平場の立場から逆にきちんと、きちんとという言い方がいいかどうかは分かりませんが、中山間地を保全する、中山間地の農業を守っていくということが、最終的には私どもの平場の農業者の農業生産を支えるということにつながっているというように思っているところです。そういったところで、先ほど岡田委員からもお話がありましたけれども、今、大変食料について日本中の国民の皆さんが高い関心を示しているこの時期に、きちんとアピールをしていくことが非常に大切なのではないかと思っているところです。

一つお伺いしたいなと思ったのは、この期数を4期から5期、5期から6期になるときに、必ず谷が出るというお話だったと思いますけれども、この谷が実は、きちんと新しい期になったときの加算の部分であるとか、それから変更点であるとかの周知について、なかなか現場まで届いていないのではないかとこのように感じています。市町村レベルではきちんと理解もしてくださっていますし、そういったお話も伺っていますけれども、そこから先、本当に現場のところに届いているのか。

この交付金の申請が非常に難しいというか、書類が山のようにあるのが現状です。これを少しでもこちらの取組をされる皆さんがやりやすいようにしていただいて、市町村の方からきちんとした意見書を付けていただくような形で、何とか乗り切れないのかなという

のが私自身の感想なのですけれども、この谷を減らすための努力をどんな形でしていращやるのか、まずは聞かせていただきたいと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

現場の農業委員からの発言だったと思います。中央での政策が現場にどう伝えられるか、政策の執行過程に問題はないか。そこがしっかりしていないと、たとえいい政策を作ったとしても、それは農村の現場まで届かないということです。そうした視点からの御発言だと思いますが、今の点につきまして、いかがでしょうか。

○農村政策部長 私から説明した上で、伊藤室長からフォローしてもらおうと思いますけれども。

まず私、7月1日に異動してきたわけですけれども、これまで、中山間地域の実態を余り見る機会がなかったもので、実は、昨日まで出張しておりまして、いろんな現場の方と意見交換をしてきたわけなんです。その中で、まさにおっしゃっていただいたように、中山間の農業というものを、水路の管理も含めてしっかり取り組んでいかないと、下流の方まで、平地の方まで、つながっていかないとということを痛感いたしました。そういった意味でも、中山間地域の農業は、平地の農業にとっても極めて重要なのだなど、中山間地域対策をしっかりやっていくということが、日本の農業全体の持続のために重要なのだなと思っております。

5年ごとに新たな対策が講じられ、初動で谷ができるというのは、意見交換した市町村の方からも言われました。5年ごとに制度を見直されると、猫の目行政みたいで事務方にとっては大変なんだとお話を頂いたりとか、あとは、新しい制度を周知する、特に、中山間の隅々の方々まで情報をタイムリーにお届けするというのは本当に難しいということも言われました。我々、制度が新しくなるたびに周知活動をしているわけですけれども、そこはなかなか限界もあるところでして、制度の見直しの度にこういう谷ができちゃうというのはあると思います。

一方で、高齢の方はITは苦手ないんじゃないかと思ったんですが、意外にもかなりの高齢者がITに適用できていて、特に中山間の方は、例えば鳥獣が引っ掛かっているかどうかを見るようなものは、自分で行くと1時間ぐらい掛かるので、IT化しておられて、70歳ぐらいの方でも、ピコンと鳴っているのを見て、罾にかかった鳥獣を取りに行くとかですね。そういうことをされているということも分かってきたので、ITを活用した周知方法なども、座談会とか説明会みたいな場とあわせて、分かりやすい資料を作って行ってい

くことも重要だと思っております。そういう複合的な方法でしっかり新しい制度を作った暁には周知していきたいと思っております。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

本当に周知の部分大事だと思っております、第5期から第6期への新しい制度の切替えに当たりまして、昨年度中にもこういった説明というのは都道府県などにさせていただいてはいるんですが、この直近、6月と7月と、オンラインになるのですけれども、1県ずつ時間を設けて、市町村の方も入れる、要は、県庁さんだけに御説明ということではなくて、今日、この時間、北海道ですとなりましたら北海道庁さんですとか、その市町村の方も入っていただく形で個別個別に、今回の新しい対策についての御説明というのを毎日させていただいております。

ただ、笠原委員のおっしゃられるように、その対象というのが市町村までという形に今なっていますので、その先に、市町村の方からまた集落の方々にお伝えしていただく部分についてもう少し、もっとフォローができないのかという御意見だったと理解しておりますので、なかなか全部の集落の方に我々で回るというのも現実的には難しいのですが、今、部長から申し上げたような、どういう形で、分かりやすい資料とかもそうですし、市町村の方が説明しやすいやり方ということも含めて考え、更に工夫をしていかなければいけないかなと考えております。ありがとうございます。

○安藤委員長 よろしいですか。

それでは、竹田委員、お願いいたします。

○竹田委員 改めまして、御説明いただきありがとうございます。

私の方からは3点の質問とそれから意見を申し上げます。

最初に意見ですけれども、先ほどからも、この制度の効果というところをきちんとやはり確定して、それをもって国民の方々にもっとこの制度のアピールをするという話が出ていると思います。私も本当にそれは大事なことだと思っております、その意味では、やっぱり多面的機能の、さっきの差分という話があったと思いますが、何とかして多面的機能の部分に踏み込める方法を考えていくということが、この制度を考えていく上でも非常に重要ではないかと改めて思っております。

細かな点も含めて3点質問いたします。まず、資料の11ページの方に「ネットワーク化活動計画」というのが右側に書かれているのですけれども、こちらについて、ネットワーク化と統合と多様な組織等の参画に大きく分かれており、中段の統合については、もう既

に統合している場合は、括弧内に書いてある、下の「体制の維持、向上を図ろうとする協定」というところに書かれている項目を計画に使うというふうに私は理解しています。そして、それを見ました後に上段の「ネットワーク化」の方を見ますと、こちらにも既に協定が、10ヘクタール以上のネットワークを形成している場合でも参加できますが、統合の場合のように、既にネットワークを形成している方々には特別の計画の項目があるように書かれていないので、ネットワーク化の場合には、既に取り組んでいる・いないに関わらず同じ項目で計画を作ればよいと理解してよいのかということと、あと、一番下の3の多様な組織等の参画のところに関しては、その下に小さく、「計画策定時点で1組織以上の農業者団体以外の組織又は」云々が参画しているということで、こちらは上段のネットワーク化・統合とは違い、計画策定時点でも多様な組織の参画ができていないといけないというふうに読んでよろしいのかという確認、これが一つでございます。

もう一つは、13ページになりますけれども、加算措置ということで、私は、これは個人的な問題意識かもしれないのですが、常々、加算措置をもう少しきちんと、効果なり取組を評価していかなくてはいけないのではないかと考えております。今まで加算措置がたくさんありまして、なかなかそこまで、この2時間の中で検討し切れなくて、私たち第三者委員もそこになかなか踏み込んでいなかったのですけれども、これが何か次の施策の頭になっていくような、例えばネットワーク化とかもそうだと思うのですけれども、きちんと先進的にやってくださった協定においてどういうふうに効果が発揮しているのかという知見を、やはり役立てていくべきじゃないかと考えております。その意味で、各3から5の加算、5は経過措置ですのでちょっと置いといておいたとしても、3と4の加算について目標設定というのがあるので、本日というわけではないんですけれども、今後議論していくときに、そういう目標設定はどうなっていて、それに対してどういう効果・課題があったのかというのをもう少ししっかり見たいと思います。私は、第5期の委員も務めておりましたので、反省も込めて感じているところでございます。

最後、14ページ目ですけれども、こちらはネットワーク化と統合のイメージが大変よく分かるように書かれていて、こんなにたくさんやり方があるのだというものの良くわかりました。しかし、これだけではないということも書かれています。そこでですが、このイメージというのは、どちらかという体制整備単価の方を取りに行くときのイメージであって、加算はもっと、例えば一番下の共同委託型とかは対象にならないわけですね。なので、このイメージの中にある体制ができたところで、制度のどういう部分にこの体制が活

かせるのかというのを書いていただくと、自分たちのところは加算の対象になるんだなとかがよく分かるようになると思います。特に、ネットワーク化については、体制整備と加算の2段階あるということも含めて、その違いについても私としてもよく理解したいと思いますし、現場の方でもそういうちょっと混乱がないようにしていくということも大事ななと思いました。

以上でございます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

11ページのネットワーク活動のネットワーク活動計画についての確認ですね。それから、13ページの、これは宿題になるかもしれませんが、加算措置の評価をしっかりとしてくださいというお願いです。それから、先進的に取り組んだ地区が目標設定と比べてどうだったかをしっかりと検証していくことによって新しい政策の芽を見つけ出すことができるのではないかとということでした。それからもう一つは、14ページの体制づくりの類型イメージについてです。現場の方々から見て分かりやすい情報がもう少し折り込まれるといいのではないかとこの御示唆だったと思います。以上3点ですが、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 すみません、最初の11ページのところの細かい点は、補佐に少し補足を頂き、御説明させていただきます。

加算措置が、評価についてしっかり行うべきというのはおっしゃるとおりと思っておりますので、今年度から、この加算措置使っていただいた方々、協定の分析とかを行い、第三者委員会でも御議論いただけるようにしていきたいなと思いました。ありがとうございます。

また、ネットワークの、14ページの類型のイメージと、実際にネットワーク化活動計画については基本的に、あらゆる形のイメージをしていただいて計画を立てていただくということでもいいんですが、委員おっしゃられるとおりで、加算については、例えばネットワーク化ということでもいいですと、まず20ヘクタール以上というのが要件の上で、さらに、この14ページの図で言うところのネットワーク化の上の一番上、協議会型、これに限りませよということにさせていただいておりますので、竹田委員おっしゃられるように、2段階目の加算を受けるという場合には協議会型でやっていただくということが必要で、それが加算の資料を見ると一応書いてあるものの、それがなかなか直接的には伝わりにくいというのをおっしゃるとおりなので、先ほどの笠原委員のおっしゃったような現場に分かりやすくという観点から、そういったところも見える化していった方がいいのかなと思います。

したので、貴重な御助言を頂いてありがとうございます。

11ページの辺りですが、補佐の方から補足していただきます。

**○地域振興課長補佐（直接支払業務班）** 11ページのネットワーク化活動計画について御説明させていただきます。

まず、真ん中の②統合の部分で、既に10ヘクタール以上になっており、これから体制の維持、向上等を図ろうとする協定についてですが、ネットワーク化に比べてより体制が一体的になり、一緒に活動していく体制が組まれております。その中で10ヘクタール以上になってくると、しっかりした体制ができていますので、その体制の維持、向上を図っていく、具体的には役員の継承計画を作っていただくこととなります。急に役員が替わなければならない状況にも備えて、いつ、どなたに替わっていくかというのを事前に決めといていただいて、体制を安定化させるという計画を作っていただきます。よくお声を聞くのが、急に役員が確保できなくなって、やめなくてはいけなくなる。そういったことに対して、しっかりやっていただくという計画にしております。

一方で、①のネットワーク化なのですが、ネットワーク化は一つからでも取組の連携をしてくださいということで進めていっております。例えば事務の一元化から始めていただく、ただ、それで終わらずに、段階的に取組を増やしていくとか、取組を深めていくということに取り組んでくださいということにしております。例えば、草刈り隊を作って作業の手伝いをしたりとか、段階的に活動の幅を広げることを検討していただきます。既に10ヘクタール以上のネットワーク化をされていても、先に向けて、そういう取組を増やしていく計画を作っていただくようにしております。

③の多様な組織等の参画ですけれども、これは計画を作るときに参画している状態にしていただきます。周囲の協定との連携に比べたらやや取組がしやすい点もありますので、まずスタートのところでは、5年間のうちにそういう連携を始める体制は組んでくださいとしております。そこから、その先にも向けて、どういった取組をやっていくか、深めていくかという計画を作ってくださいという内容にさせていただいております。

目標設定のところ少し補足させていただくと、黄色いパンフレットの17ページになります。今回新しく設定しましたネットワーク化加算ですとかスマート農業加算について、一番下のところに目標設定例というところがありますけれども、幅広にいろんな取組を検討いただけるようにしています。やはり目標感を持って取り組んでいただくために、定量的な目標を設定してくださいということにしておりまして、現状よりも良くなるような目

標を設定していただくように気を付けていきたいと思います。こういった取組がされて、こういった効果が出ているかというのはしっかり把握・整理していきたいと思っております。

ありがとうございます。

○竹田委員 ありがとうございます。

今、17ページを拝見して、目標設定がその地域に応じてということになるので、これを集計していくとき結構大変なのですけれども、そこをいろんなITツールも使って、私もちょっといろいろそういうことを研究しておりますので、何かガッとやれるとなかなかいいのかなというふうにも思って聞いておりました。ありがとうございました。

○安藤委員長 ありがとうございます。

もしかしたら竹田委員にデータをお渡ししたら分析してくれるかもしれません。

現場を一番よく御存じの高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員 私からは現場目線でいかせてもらいますけれども、今、竹田委員が大体考えていたことを言ってくれたので、私からはネットワーク化の計画についてちょっとお話しさせてもらいたいと思います。

基礎単価の8割、これはまず分かります。それで今回、10割を確定するための体制整備単価、この部分でネットワーク化という、こういう話だったと思うんですけれども、当初この話が出てきたときに、このネットワーク化ということをどうやって地域に説明していくのか、ここは大変だなって思ったのですね。

今回、いろんな事例を基に、こんなような感じでということを示してもらったので、分かりやすくなっているのですけれども、よくよく考えると、一番最初に、中山間直払が出たときから私ずっと担当していましたので、一番最初は、今のままではもう無理になってきたって話になって、いろんな多様な人たちを参画させていこうと、そういう感じになっていったじゃないですか。その後、やっぱりそれでもなかなか多様な人っていうのは集められないとなり、人もだんだん歳を取っていくということになって、その後出てきたのが統合とか広域化ということで、とにかく人を増やそうと、一つの組織の構成員を増やそうと、こういうことに進んだわけじゃないですか。それも結局駄目で、今度はネットワーク化じゃないですか。

ここで、よくよく考えてみると、熱の入っている協定と、熱が入らなくなったというか、もう弱くなってしまった協定組織があるんじゃないですか。その差があるところを、一緒

にしてネットワーク化しようとする、弱いところを強い人が助けてあげるみたいな感じになってくるじゃないですか。そこにちょっと問題があると思うのですね。それをどうやって説得していくっていうか、納得してもらおうかっていうところが大切だと思います。

これは話合いをしていかないと、こうやってまとまっていかないと思うのですね。ただ、チャンスなのは、今、地域計画に取り組んでいるじゃないですか。中山間直払いの上に多面の面積があって、その上に全農地をカバーした地域計画があります。そこで、必ず話をしていかなければならないし、地域計画も3月まできちり完成しているかという、現実はなかなかそうではないと思います。そうすると、これから二、三年掛けてブラッシュアップしていくと思うので、これに乗っていくべきだと思うのですよ。5年間の間に計画を作るとなると、最終年、大変なんですよ、中山間は。そうなるので、この3年ぐらいの地域計画のブラッシュアップの期間に一緒になってこの計画も作っちゃうと、こういうやり方をPRしていかないとちょっとまずいのかなというように思っています。

この辺のところを何とかまい具合に説明できるようになれば良いと思っていました。先ほど伊藤室長の方から、今、国の方でも解説しているとの話がありましたけれども、それを現場は求めていたのですよ。やっぱり担当だって新しくなると、なかなか今までやってきた制度が変わった期変わりのときに説明しづらいのです。また変わったのかと。だから、その部分が実はネックだったのですけれども。やっぱりそこをちょっと後押しをしてあげるとできると思います。もう少し手間掛けてやらないと駄目なところは、地元では8割単価でもう諦めているところもいっぱいあります。そういうところを、例えば10割単価今もらっているところと8割単価で諦めているところ、一緒にしたから両方とも10割もらえとか、何かちょっと工夫をお願いしたいなと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

現場を動かすための知恵が幾つか示されたと思いますが、いかがでしょうか。

○中山間地域・日本型直接支払室長 よろしいですか。

○安藤委員長 お願いします。

○中山間地域・日本型直接支払室長 ありがとうございます。

今、ネットワーク化計画ですけれども、前の期は集落戦略というのを作っていきましようということで、体制整備単価をやらせていただいております。それも結局、地域計画、人・農地プランとの関係だったり、その途中から地域計画というのを作っていくよということになりましたので、すごくオーバーラップしてくるところがありました。なので、そ

の前の期のときの集落戦略につきましても、その集落協定の方々が地域計画の議論の協議の場に御参加されて、それで、対象農用地も含んだ地域計画を定めた場合には、その集落戦略というのは地域計画で作ったこととみなしますよというようなことにさせていただいて、一体的な議論というのができるようにはしてきたところです。

今、高橋委員からお話があったように、地域計画のブラッシュアップをされていく流れの中で、このネットワーク化の直払いの議論というのも一緒にさせていただくというのは非常に理想的な姿ですし、ばらばらに行くことは多分すごく非効率というか、一緒にやった方がいろいろな意味で効率的。効率というか効果的ということではないかなと思いますので、現場の方にもそういった取組をどうやったら誘導していけるかというか、進めていけるかというのは少し我々の方も考えて、旗を振っていけたらいいのかなと思いますので、大変貴重な御助言を頂いてありがとうございました。

○安藤委員長 ありがとうございました。

よろしいでしょうか。

○高橋委員 もう一つ、いいですか。

今のことですけれども、このネットワーク計画、これを、何がちゃんとされているから、どこまでいっているから、これでよしとするのかって、そのチェックする、確認の何か基準も決めておかないと、ちょっとこれではまずいなって気はします。この辺のところも誰が判断するのかということもありますし。

例えば、先ほど黄色いパンフレットの中の17ページにありましたけれども、この分が書いてあれば最低限いいとかそういうところを、今まではこうだったけれども、これがこういうような計画をすとか、何か簡単に確認できるみたいな仕組みも欲しいなど、そういう感じは受けました。

○安藤委員長 ありがとうございました。

ネットワークの進捗管理を簡単に、お互いが分かるようなものを何か作れないかということでした。お願いいたします。

○地域振興課長補佐（直接支払業務班） ありがとうございます。

今、各県ごとに市町村ともいろいろ話合いを進めていく中で、ネットワーク化活動計画、おっしゃるように、どういように見てあげればいいのかという、チェックすればいいのかと、チェックリストを作ってほしいという要望も頂いています。実際、協定の方から申請を受けるのは市町村になりまして、市町村でこれを見ていただく、フォローとかアドバ

イスとかしていただくことになるので、そのチェックリストというのを作ろうと思っております。

パンフレットの中でも、ページ数あるのですが、7ページから様式を記載しており、その中では青字で記載例というのも記入していきまして、大体のイメージというかボリューム感とか、どういった観点で書いていけばいいのかというところは、集落協定の皆さんもイメージがある程度持てるようにということで、記載例を書かせていただいているところです。もちろん多様な取組があるので、これに縛られることはないのですが、いろいろな観点から検討いただけるような項目というのを記載例としてお示しさせていただいているところです。

一つ前の高橋委員の御指摘の点について、補足させていただきますと、地域計画との関係については、同じ黄色のパンフレットの6ページになります。

制度上、基本ではあるのですが、同じ地域計画区域内でほかの協定とネットワーク化とか統合を検討してくださいということを基本とさせていただいています。

ただ、これが絶対そうしなくてはいけないというわけではなくて、地域計画も大きさが、町単位の広い計画作っているところもあれば、集落協定より小さい単位で作っているところもありまして、実情が様々ですので、あくまで基本として意識しながらも、あとは実情に応じて連携してくださいとしております。なので、隣の地域計画のところと連携していくことがいいネットワークができるのであればそれでも構いませんとしております。

ネットワーク化活動計画ですけれども、ネットワーク化加算を受ける場合には計画とやはり連動しながら取り組んでいっていただく必要があると思っておりますので、ネットワーク化加算を適用する場合に限り、その開始年度までにネットワーク化活動計画を作成していただくことにしています。その中で、おっしゃるように、やっぱり地域計画とも整合というか、足並みをそろえて取り組んでいただくように、そこはちょっと働きかけもしていこうと思っております。実際のお声で聞いている中でも、広くネットワーク化に組もうとされているところでも、地域計画の中で、ほかの協定の事務も受けようというように考えていらっしゃるところもありまして、一定程度こういう基本的な考え方というのでも協定の中では考慮していただいているところがあります。まだ多いわけではないかもしれませんが、そういう取組が進んでいくように工夫していきたいと思っております。

○安藤委員長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員 時間もない中で申し訳ないですが、今回、ネットワーク化の活動計画

という話になって、5期から6期の変わった大きなところは、集落戦略がなくなったことじゃないですか。こうなってくると、一つちょっと大変なことが起きていて、この例の中を見ても、計画の中に出てこなくなったのが農業用施設の管理の部分なのです。この位置づけとか場所とか、何を管理していくかとかってことが、どこにも書いていないのですよ。これね、地域計画にはもっとない項目です。人と土地だけなんです。となってくると、延々と山の上から水を引っ張ってくる、何キロメートルの農業用施設を守れないから農地が守れないというような地域も中山間直払の中にはあるのです。これが全部抜け落ちちゃったのです。これは本当に大変なことだと思います。

それで、現場のためにも面倒くさくしようとは思いませんが、例えば、昨年10割単価もらっていたところは集落戦略あるわけじゃないですか。それをここに添付するとかっていうことはできないですかね。

それと、土地に関しては、地域計画の中に筆があるところは、筆番さえ入れれば自動的に図面は出てくるわけですから、図面はそれをそのまま付けるだけでいいわけです。地域計画がちゃんとできれば、それで代用することにして。

施設だけは、何か昨年まで持っていたやつを添付するみたいな、簡単にできることはやっておかないと、今度、事務的な機能を持っている人が引継ぎをするときに、誰かが急に亡くなったとかいったときに、自分たちが、先輩たちが、どこをどう何を管理してきたか、全然分からなくなってしまうのです。なので、このままだと、もうそこがわからなくなっちゃうんじゃないかなと思って、ちょっと危惧しています。ちょっと今、地域計画とのつながりも話になったので、そこだけは話させてもらいたいと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

かなり具体的・実践的な御提案でしたが、今後検討していただけるということでよろしいですかね。

○地域振興課長補佐（直接支払業務班） 私も実施を担当しながら、ちょっと抜け落ちていたというか、しっかり考えができていなかった部分もありまして、そこは今後御指導いただきながら、運用の方は考えていきたいと思っています。

このネットワーク化活動計画も、運用の上では集落戦略とか、あと、集落マスタープランを踏まえて整合を取りながら作ってくださいというものにしております。それをしっかり各協定においても取り組んでいただけるように、周知とかお願いしていくということがやはり大事だと思っています。

また、中山間地域だと上の集落から水が来なくなると、その地域も難しくなるという実情があると思います。集落協定書で位置づけている施設の管理は集落協定内だけのものになっておりますが、一方で、このネットワーク化活動計画は複数の集落協定で、例えば水路・農道等の維持管理ってところも項目として設ける部分もあって、それを書いていただくということも可能ですので、そこを皆さんで、よく水管理のことも考えて作ってくださいということをお願いすることも取り組んでまいりたいと思います。

○安藤委員長 ありがとうございます。

すみません、司会の不手際で、かなり時間を使ってしまいました。

以上で最初の議題を終了とさせていただきます。

それでは続きまして、特認地域の追加・変更に移りたいと思います。

よろしく願いいたします。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 私は、地域振興課の中山間直接支払いの企画班を担当しています馬場と申します。よろしく申し上げます。

説明は、資料の4になります。1ページ目に、中山間地域等直接支払制度の対象地域と対象農地に係る特認ということで記載があります。これが中山間地域等直接支払制度の対象地域・対象農地の全体像になります。

直払いの基本の対象地域は、左上に書いてあります地域振興立法8法プラス棚田地域振興法の指定地域ということになっています。

その中で特認地域として、その下にありますように、都道府県が指定する自然的・経済的・社会的な条件が不利な地域であれば、8法プラス棚田地域以外でも本制度の対象になれるということです。

ただし、8法プラス棚田地域は2分の1を国が負担するのに対して、知事特認については3分の1の負担となっており、その分、自治体の負担が4分の1から3分の1に増加するということになっています。

地域の中で対象農用地はというと、基本的に、右上にあります五つの要件下にある農用地を条件の不利性があると規定しています。

また、農用地についても特認基準がありまして、それが一番右下に記載がありますが、これが上記に準ずるものとして、今6県しか設定していませんけれども、その全てで、例に書いてあるように離島の平地を特認基準として位置づけているものになります。

次3ページです。

こちらについては、特認地域及び特認基準の設定に係る事務の流れを示したものになります。

基本、地域の実情に応じて、都道府県知事が定めるものとなっておりますが、基準案を作成して、都道府県ごとに第三者委員会を開催し、その後、国との協議に進むということになっていきます。特認地域・特認基準については、全国の定めているものとどのような違いがあるのか、また、ガイドライン等からそれたものであったとしても、自然的・社会的・経済的な条件不利性があるかを確認した上で、第三者委員会からの意見聴取を実施するというようにしています。そのような流れになっています。

次のページをお願いいたします。

県が独自の基準で定めるとしている特認基準ですが、やはり一定の基準は必要だということで、ガイドラインを国の方で示しています。

まず、1の8法地域内の農用地については、一般的な傾斜農用地と同等以上の条件不利性があることを条件にしています。こちらに記載のものが、全国で6県が離島の平地を条件不利として設定していたものになります。

次に、8法地域以外の農用地については、2の(1)から(3)の要件を満たす地域の中で、(4)の要件を満たす農用地であることとしています。(3)について、ここも別の基準を定めることができるとしてありますが、今回、変更や追加の協議を行っているものについては、この要件を時代の変化に合わせて変更しているものが多くなっています。

次のページに進んでいただきますと、ここからは具体的に協議いただく内容になりますけれども、今回、委員の皆様にご協議いただくのはこの6県です。

左側から、現行の特認基準、それから真ん中が今回変更の内容、それと、一番右の備考欄に変更の具体的な内容やその理由を記載しています。

最初の岩手県ですが、③の人口減少率の算定年次の範囲を直近の調査年次に更新するなど、市町村財政力指数の値を過疎法の過疎地域要件の見直しに伴い更新することとしていることは、単なるデータの更新であることから、妥当と判断していいのではないかと考えています。

④について、第5期対策において特認地域に指定されていた地域で、かつ、ア、イの要件を満たすこととしており、同様の要件で第4期対策の地域が認められていることから、第5期対策の地域も認めるということは妥当と判断しているものでありますが、この変更の内容が、第4期対策又は第5期対策ということで、次の対策になってくると、次は第6

期対策を追加するというようにどんどん増えてくるという懸念があります。そのような延々と期間を延ばすような変更というものは、次期対策においても今日のように妥当と判断ができるかどうかということがあるので、県の方としてもよく検討していただきたいといった意味で、このただし書を付記していると、そういう経過になります。

次のページをお願いします。

次は山形県です。

山形県については、③の基準の根拠となる数値の時点変更ということが主な点です。これは、いずれの数値についても県の平均で、3か年の平均を定めているもので、これが動けば今回のように変更が掛かり協議をしてもらおうといった流れになります。そういった直近の数値に更新したというものですので、引き続き8法指定地域と同程度の条件の不利性が確保されるということから、妥当と判断しているものです。

次は福島県です。

福島県ですが、④の農林業従事者の基準を変更していいです。国のガイドラインでは10%と示していますが、県としては5%に修正を行うというものです。変更の理由ということですが、この基準となる数値の算定について、農林業従事者が県全体で21万人、12.75%から10万人、6.74%に半減しているというところが理由となっています。割合の変更ということで、現状に即した形で5%にするということになっていますので、こちらについても妥当と判断しています。

もう一つは、これは時点修正で、基準となる数値の年次を直近の年次に更新しているというものですので、これも妥当と判断しています。

次に、長野県です。

長野県は、対象となる農用地基準の変更です。その対象となる農用地基準の変更について、国の特認基準のガイドラインに沿った内容であるということから、妥当と判断しています。これは、もともと示している急傾斜農用地、それと急傾斜農用地に連担する緩傾斜農用地というものを、傾斜農用地というように改めています。もともとは急傾斜農用地と定めていたということで、特認基準のガイドラインで示したものよりも厳しいものを定めていたということで、今の時代では急傾斜農用地が管理しづらくなっているという背景もあり、国のガイドラインに沿った内容に変更するものであるということから、妥当と判断しています。

次の福岡県です。

福岡県についても、人口減少率のこととか、高齢化率のこととか、そういうところは基準となる数値が変わればこちらの数値も変わりますので、こちらも時点修正ということで、ほかの県と同様に妥当と判断しています。

もう一つ、先ほど説明した長野県と同様に、急傾斜農用地と急傾斜農用地と連担する緩傾斜農用地としていたものを傾斜農用地に改めるということについても、長野県と同様に対象となる農用地基準の変更について、国のガイドラインに沿った内容であるため、妥当と判断しています。

最後に、熊本県です。

熊本県について、こちらは③で、これまで旧市町村を対象地域の範囲としていましたが、その対象地域の範囲にセンサス集落を加えるという変更です。これについては、これまで対象となっていた一部地域について、旧市町村で最近の国勢調査等の結果により外れてしまうということがあります、センサス集落の単位では生産条件が不利ということで示されたものとなっています。更に、ほかの県でも同様に旧市町村に加えてセンサス集落の基準を設けているところもありますので、この変更は妥当と判断しているものです。

もう一つ、④についてですが、この新たな基準（b）により指定される農用地は、これまでの基準によって特認に指定される農地に隣接しており、一体的に管理する必要があるため、この農用地についても妥当と判断しているところです。これは例えば、一団の農地の中に耕作放棄地があって、それを解消することによってほかの農地が連担化し、作業効率が良くなるといったことを想定しています。そういったことから、この要件については妥当と判断しているところです。しかし、④の「前期対策までに」との記載については、先ほど岩手県のところで説明したことと同様に、前期対策までにということは、これまでの対策で対象となったところが、全て対象となる。例えば、第6期対策であれば、第5期対策のみならず第4期対策も第3期対策もずっと関わってくることになり、その次も、今後このような書き方がされているのであれば第6期対策が加わってきたりということにもなるので、この「前期対策までに」という記載は、岩手県と同様に、延々と期間を延ばすということの懸念があるということで、ただし書として、次期対策においても今回と同様に妥当と判断できるかどうかということがあるので、県においてもよく検討していただきたいということを付記しています。

以上で最後ですが、次のページには参考として、この特認基準の規定を要綱・要領上にはこのように規定しているということを、参考に抜粋して記載しています。よろしくお願

いいいたします。

以上で私の説明を終わらせていただきます。

○安藤委員長 ありがとうございます。

特認地域の変更案でした。岩手、山形、福島、長野、福岡、熊本の6つの県につきまして、このような変更をお認めしてもよろしいでしょうかということです。委員の先生方、いかがでしょうか。

それでは、岡田委員、お願いいたします。

○岡田委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと基本的なことで教えていただきたいんですけども、この変更のコンセプトというか、その法律の趣旨にとって適切かどうかというようなところで、いろいろな御説明があったと思うのですけれども、そもそもこの特認地域をかくかくしかじかにしますというのは知事さんの裁量が、その知事さんによっても、いろいろ改革的であったりとか、いろいろ保護的であったりとか、いろんな哲学があらうかと思えますし、地域ごとにもいろいろ実情はあらうかと思えますけれども、この制度自体は、そうしたいろんな哲学が反映される裁量の幅がいろいろあって、変更するときには何かそれに沿ってということなのか、あるいは、割ともうここは法律とかガイドラインできちんと、それに沿っているかどうかというのを見るというような話で、その政策の裁量とか哲学というものは余り関係ないのかという点が基本的な質問の1点目で、2点目は、この変更で基本的に幾ら増えるとかというのは、何となくある程度相場感はあるのでしょうか。

以上です。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） この特認基準のガイドラインについて、何も指針がないと、県としてもどうやって判断していいか困るところから、ガイドラインがあれば、県としても判断がしやすいということで、国のガイドラインを示しています。その基となっているのは、1ページの左下ですが、「地域の実態に応じて都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域」というものになっていますので、この変更の協議に当たっては、自然的・経済的・社会的条件が不利な地域であるというデータを頂いて、確認するということになっています。その上で、変更案が妥当か妥当ではないかということを第三者委員会で判断していただくということになっています。

もう一つは、幾ら増えるかということですが、ある程度確認はしてしまして、各期ごとに全国的には右肩上がりに増えているような状況にはなく、むしろ徐々に減ってきている

状況です。

協議を申し出てきた6県についても、年次によって数字が変わってくるのですが、これによって対象から外れてしまうところが出てきます。そういったところを、せっかく前の対策で特認基準の対象になっていたのに、それが対象でなくなるのが困るということで、この特認基準の変更を協議しているところが多いので、一つ一つのことには言及しませんが、大幅に対象が増えるというような、そういう状況は確認されていません。

○安藤委員長 岡田委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

荘林委員、お願いいたします。

○荘林委員 御提案に全く異論ございません。

ちょっと質問なのですが、例えば農業・農林業従事者割合が10%以上のところを5%に減ずるというのがあったわけですが、これ、このガイドライン自体は、20年、25年ぐらい前にできたガイドラインですから、先ほどちらっと単価のところでお話した話とも絡むのですが、25年前と今とで、やっぱり農業構造とかが大分変わっているものです。例えば、実際には極端な想定とは思いますが、個別の協定で、でも、その地域にはその個別の協定をやっている農家の方しかいません。だけど、そこは条件不利で大変苦しんでいる。規模拡大して、その人しかやっていないもので、5%にも10%にも該当しないような状況というのは、現代的な文脈で見ると、十分にあり得ると思うのですよね。ですから、このガイドライン自体、岡田委員の先ほどの質問とも絡むのですが、どの程度がちがちなものなのか。ガイドラインからかなり外れるような斬新なアイデアでも、都道府県知事がトライすれば何とかなる可能性というのは、実態のオペレーションとしてあるものなんでしょうか。

○地域振興課長補佐（直接支払企画班） 都道府県知事が定める特認基準ということなので、自然的・社会的・経済的不利というものが、ここの県では、ここの地域では、ほかと比べてこんな不利性があるということを示していただいたものを、都道府県の第三者委員会を通じて、更に国の第三者委員会で協議して、それが妥当だということであれば認めるということになっています。先ほど説明申した農林業従事者割合の10%ですが、これは、農林業従事者割合の10%に限らず、ガイドラインで示している人口密度とか財政力指数とか、そういったことについては、例えば農林業従事者の割合であれば、特定農山村法の基

準を引用していたりとそういったところがあるので、ガイドラインの基準というものも、多少なりともその時代に合ったような形にしていかなければならないということもあるかもしれません。特認基準については都道府県にきちんとその条件不利性を示していただいて、その条件不利性を国がどう判断するかということではないかと思っています。

○**荏林委員** そういう意味では、ガイドライン自体なくしちゃおうみたいな、何かそんな極端なところまではなかなかまだ難しい感じでしょうか。

○**地域振興課長補佐（直接支払企画班）** それはなかなかできないとは思いますがけれども、やはり都道府県としても、基準というか指針がないと、自分たちで一からそれを証明してデータ作ってというのは難しいと思いますので、国がこうやって基準を示していることで、それに準じているからと協議してくることがほとんどです。そういったことを考えると、このガイドラインは一つの指標として一定の効果は出ていると思っています。

○**安藤委員長** よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

それでは、皆様御異議等ございませんようですので、事務局におかれましては、関係各県との間で手続を進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

私の司会のちょっと不手際もございまして、想定以上に時間掛かってしまいました、予定されていた議題は終了いたしました。本日は円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

○**地域振興課長** 安藤委員長、ありがとうございました。

また、本日は活発な御議論、貴重な御意見を賜りまして、本当にありがとうございます。

中山間地域、これが本当にどう重要なのか、大切なのかというところをいかにしっかりとPRする、また、制度内容をいかにうまく周知していくか。そういったところは本当、まだまだ我々ももっともっといいやり方とかそういうものをしっかりと考えていかなくてはいけないなということを、今日は御意見賜って非常に強く思ったところであります。

今日、第1回目ということでございますけれども、皆様におかれましては、引き続き第三者委員という立場で、御助言、御指導いただければと考えております。

本日の会合はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後 4時57分 閉会